

中小企業の振興に関する条例の立案に当たって 県民の皆様の御意見をお聴きする方法について

商工労働部産業政策課

中小企業の振興に関する条例の立案に当たっては、審議会自体に内在する広聴機能を踏まえつつ、作業の進捗状況に応じて、次のような方法を用いて、広く県民の皆様の御意見をお聴きすることとしてはどうか。

■ 県民の意見の公募（パブリックコメント）

条例の立案過程において、趣旨、内容等を公表して、県民の皆様から御意見を募集する。

■ 県内経済団体の意見の聴取

県内経済団体の皆様から、直接、中小企業の振興に係る方策に関する御意見をお聴きする。

■ 県内企業の意見の聴取

広く県内企業の皆様と意見交換を行う機会などにおいて、直接、中小企業の振興に係る方策に関する御意見をお聴きする。

なお、必要に応じて、これらに加えて、条例の規定対象となる皆様の御意見をお聴きすることとする。